

申告書確認表【留意事項】

令和2年4月1日以後開始事業年度等分
単体法人用

この申告書確認表【留意事項】は、申告書確認表を御活用いただく際に留意すべき事項について取りまとめたものです。

項目	No.	確 認 内 容	留 意 事 項
共通事項	1	電子申告義務がある法人（当事業年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、相互会社、投資法人及び特定目的会社）の場合、法人税及び地方法人税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。	平成30年度税制改正により、左記の電子申告義務がある法人は、法人税及び地方法人税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しなければならないこととされました（一定の場合を除きます。）。この「添付すべきものとされている書類」は、例えば、貸借対照表、損益計算書のように申告書に添付しなければならないこととされている書類のほか、申告書に書類の添付がある場合に限り制度の適用があることとされているときにおけるその書類も含まれます。
	2	法人税の確定申告書には、次に掲げる書類を添付していますか。 ① 貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。） ② 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表） ③ 勘定科目内訳明細書 ④ 会社事業概況書（完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。） ⑤ 組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合） ⑥ 組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合） ⑦ 適用額明細書（法人税関係特別措置のうち税額又は所得金額を減少させるもの等の適用を受ける場合）（租特透明化法第3条）	
	3	当事業年度に適用される別表を使用していますか。	当事業年度に対応した別表を使用していない場合には、税制改正に伴う改正事項が反映されないなど、所得金額や税額の計算に誤りが生じることがあります。
	4	各別表に記載している前事業年度からの繰越額（期首現在利益積立金額、期首現在資本金等の額を含みます。）は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。	前事業年度からの繰越額が前事業年度の申告書の金額と一致していない場合には、その繰越額に基づいて算出した所得金額や税額の計算に誤りが生じことがあります。 なお、別表五(一)の期首現在利益積立金額や期首現在資本金等の額が前事業年度の申告書の金額と一致していない場合には、前事業年度に税務上加算した項目の減算漏れ、特定同族会社の課税留保金額、寄附金の損金不算入額等の計算に誤りが生じることがあります。
	5	組織再編成が行われた場合、適格判定を行っていますか。	適格判定に誤りがあった場合には、移転資産等に係る譲渡損益等の申告調整が必要となることがあります。
法人税額及び 地方法人税額の計算 別表一・ 一次葉	6	別表一の15欄及び43欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。	左記の金額を正しく記載していない場合には、税額の計算に誤りが生じことがあります。
	7	地方法人税額の計算につき、別表一次葉の56欄～59欄により計算していますか。 また、別表一の40欄の金額は、別表六(二)の50欄の金額と一致していますか。	左記の金額が一致していない場合には、地方法人税額の計算に誤りが生じことがあります。
	8	当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている法人又は適用除外事業者（当事業年度開始の日前3年内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人）であるにもかかわらず、軽減税率を適用していませんか。	左記の法人であるにもかかわらず、軽減税率を適用している場合には、税額が過少となります。

申告書確認表【留意事項】

令和2年4月1日以後開始事業年度等分
単体法人用

項目	No.	確認内容	留意事項
同族会社等の判定 別表二	9	21欄又は22欄に記載すべきものを19欄又は20欄に記載していませんか。 また、同一の株主グループに含めて判定すべき法人株主を別の株主グループとしていませんか。	記載誤りの結果、同族会社等の判定に誤りがあった場合には、特定同族会社の課税留保金額が生じることがあります。
	10	17欄が50%超で、当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている場合、別表三(一)を作成していますか。	別表三(一)を作成していない場合には、特定同族会社の課税留保金額の計算に誤りが生じことがあります。
	11	貸借対照表に自己株式を計上している場合、その自己株式数を1欄の内書に記載し、その記載した数を3欄及び12欄において分母から除いて割合を算出していますか。	自己株式数を分母から除いて割合を算出していない結果、同族会社等の判定に誤りがあった場合には、特定同族会社の課税留保金額が生じことがあります。
特定同族会社の留保 金額に対する税額の 計算 別表三(一)	12	10欄の金額は、前事業年度の11欄の金額と一致していますか。	左記の金額が一致していない場合には、特定同族会社の課税留保金額の計算に誤りが生じことがあります。
	13	11欄の金額は、当事業年度中に基準日があり、当事業年度終了の日の翌日から決算確定の日までに決議があった配当等の額を記載していますか。	11欄の金額に、株主資本等変動計算書に記載されている「当事業年度中に行った剰余金の配当」の額を記載した場合には、特定同族会社の課税留保金額の計算に誤りが生じことがあります。
所得金額の計算 別表四・ 五(一)	14	別表四の1③欄の配当の額は、株主資本等変動計算書等記載の剰余金の配当等の額と一致していますか。	左記の金額が一致していない場合には、特定同族会社の課税留保金額の計算に誤りが生じことがあります。
	15	別表四と別表五(一)の検算額は、別表五(一)の31④欄の金額と一致していますか。 【検算式】 別表四の48②欄 + 別表五(一)の31①欄 - 別表五(一)の28~30の③欄の合計額 = 別表五(一)の31④欄	中間納付額の還付金がある場合、適格合併等により移転を受けた資産等がある場合、完全支配関係（連結完全支配関係を除きます。）がある法人の株式又は出資について寄附修正を行った場合等には、一致しないことがあります。
	16	前事業年度以前に所得金額に加算した有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額について、当事業年度に売却等の減算事由が生じたものを減算していますか。	左記の項目以外に、前事業年度以前に申告調整を行っている項目についても、その受入処理が正しく行われているか併せて確認する必要があります。
	17	貸借対照表の任意引当金、繰延税金資産（負債）等の金額は、別表五(一)の④欄の金額と一致していますか。	左記の金額が一致していない場合には、申告調整が正しく行われていない可能性があり、その結果、所得金額の計算に誤りが生じことがあります。
	18	組織再編成が行われた場合、利益積立金額及び資本金等の額の調整を行っていますか。	利益積立金額及び資本金等の額の調整を行っていない場合には、特定同族会社の課税留保金額、寄附金の損金不算入額等の計算に誤りが生じことがあります。
	19	貸借対照表に自己株式を計上している場合、法令第8条第1項第20号及び第21号に掲げる金額を別表五(一)のII「資本金等の額の計算に関する明細書」において減算するなどの調整を行っていますか。	左記の調整に誤りがあった場合には、寄附金の損金不算入額等の計算に誤りが生じことがあります。

申告書確認表【留意事項】

令和2年4月1日以後開始事業年度等分
単体法人用

項目	確認内容		留意事項
	No.		
租税公課 別表五(二)	20	5、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を別表四の2欄、3欄及び5欄で加算していますか。	No.20～No.24によっていない場合には、租税公課に係る申告調整が正しく行われていない可能性があり、その結果、所得金額の計算に誤りが生じことがあります。
	21	5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等（いずれも還付加算金を除きます。）の額で、雑収入等に計上しているものを別表四の18欄又は19欄で減算していますか。	
	22	19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税の額を別表四の13欄等で減算していますか。 また、19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税の額を別表四で加算していますか。	
	23	「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税若しくは外国法人税等の額を別表四で減算していますか。	
	24	41欄の金額は、貸借対照表等の記載額と一致していますか。	
所得税額控除 別表六(一)	25	復興特別所得税額について所得税額控除制度の適用を受ける場合、所得税額とみなされる復興特別所得税額を所得税額に含めて記載していますか。	復興特別所得税額を所得税額に含めて記載していない場合には、所得税の控除税額が過少となることがあります。
	26	12欄及び19欄で所有期間によるあん分計算を要しないものについて、あん分計算を行っていませんか。 (例) <ul style="list-style-type: none">・公社債及び預貯金の利子・合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除きます。）の収益の分配・特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当・資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当、分割型分割による剰余金の配当、株式分配	あん分計算を要しないものについて、あん分計算を行った場合には、所得税の控除税額が過少となることがあります。
	27	集団投資信託の収益の分配に係る源泉所得税の額から控除された分配時調整外国税相当額を記載していませんか（分配時調整外国税相当額について税額控除制度の適用を受ける場合、別表六（五の二）を作成していますか。）。	平成30年度税制改正により、分配時調整外国税相当額の控除制度が創設されたことに伴い、分配時調整外国税相当額は所得税額と区分して法人税額等から控除することとされています。

申告書確認表【留意事項】

令和2年4月1日以後開始事業年度等分
単体法人用

項目	確認内容		留意事項
	No.		
外国税額控除 別表六(二)等	28	国外事業所等を通じて事業を行っている場合、国外所得金額の計算において、国外事業所等帰属所得とその他の国外源泉所得とに区分して計算していますか。 また、国外事業所等帰属所得の計算に当たっては、別表六(二)付表一等を作成していますか。	平成26年度税制改正により、帰属主義が導入されたことに伴い、国外所得金額の計算は、国外事業所等帰属所得とその他の国外源泉所得とに区分して計算することとされています。
	29	別表六(二)の21欄及び別表六(二)付表一の5欄の金額は、税引後の金額としていますか。 また、これらの金額に係る計算の明細を記載した書類を添付していますか。	税引後の金額としていない場合には、国外所得金額が過大となる可能性があり、その結果、外国税額の控除額が過大となることがあります。
	30	別表六(二)の12欄の金額は、国外事業所等帰属所得及びその他の国外源泉所得ごとに計算した非課税所得分の合計額（マイナスの場合は0）を記載していますか。	平成26年度税制改正により、帰属主義が導入されたことに伴い、国外所得金額の計算は、国外事業所等帰属所得とその他の国外源泉所得とに区分して計算することとされています。
	31	国外事業所等帰属所得及びその他の国外源泉所得ごとに、共通費用及び共通利子の配賦計算をしていますか。	
	32	国外所得金額の計算において、別表四の加減算額を調整していますか。 (例) 別表八(二)の外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額、別表十七(三の八)の特定外国関係会社又は対象外国関係会社に係る課税対象金額（本店所在地国、支店所在地国等において外国法人税を課されないものを除きます。）	別表四の加減算額を調整していない場合には、国外所得金額の計算が正しく行われていない可能性があり、その結果、外国税額の控除額の計算に誤りが生じることがあります。
外国税額控除 別表六(三)	33	12～29の②欄及び⑤欄の金額は、最も古い事業年度のものから順に充当していますか。 また、同一事業年度のものについては、国税、道府県民税、市町村民税の順に充当していますか。	充当の順序に誤りがあった場合には、外国税額の控除額の計算に誤りが生じことがあります。
外国税額控除 別表六(四)・ 六(四の二)・ 六(五)	34	外国法人税に該当しない税（中国の增值税等）を記載していませんか。	法人の所得を課税標準として課される税ではない中国の增值税等は外国法人税に該当せず、外国税額控除の対象となりません。 また、法人の所得を課税標準として課される税であっても、税を納付する者がその納付後、任意にその金額の全部又は一部の還付を請求することができる税等、法令第141条第3項各号に掲げる税についても外国法人税に該当せず、外国税額控除の対象となりません。
	35	益金不算入の対象となる外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等を、別表六(四)に記載していませんか。 また、法第23条の2第2項第1号の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額（同条第3項の規定の適用を受けるものを含みます。）に係る外国源泉税等について、別表六(四の二)を作成していますか。	外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等は、当該配当等の額のうち法第23条の2第2項の規定の適用を受ける部分の金額に係るものを受け、外国税額控除の対象となりません。
	36	別表六(四)の4欄、別表六(四の二)の5欄及び別表六(五)の3欄は、当事業年度中の日付となっていますか。	外国税額控除の適用時期については、原則として、外国法人税を納付することとなる日の属する事業年度において適用することとなります。継続適用を条件に、その納付することが確定した外国法人税額を費用として計上した日の属する事業年度において外国税額控除を適用することもできます。 なお、これは、適用年度を任意に選択できるというものではなく、その費用計上時期が税務上も認められる合理的な基準による必要があります。
	37	別表六(四)の8欄、別表六(四の二)の7欄及び別表六(五)の5欄は、租税条約（日本民間租税取決めを含みます。）の限度税率を超えていませんか。	租税条約（日本民間租税取決めを含みます。）の限度税率を超えている部分については、外国税額控除の対象にならず、損金の額に算入されることとなります。
	38	別表六(四)の12欄、別表六(四の二)の9欄及び別表六(五)の7欄に、租税条約及び相手国法令の根拠規定を記載していますか。	みなし外国税額控除は、租税条約において、外国法人税を納付したとみなされる旨を取り決めた国及び税目に限って適用されることから、当事業年度における適用關係を租税条約により確認する必要があります。

申告書確認表【留意事項】

令和2年4月1日以後開始事業年度等分
単体法人用

項目	No.	確認内容	留意事項
法人税の額から控除される特別控除額別表六(六)	39	複数の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、適用を受ける制度に係る別表に記載した当期税額控除可能額を転記していますか。	適用を受ける制度の税額控除可能額の合計額が、調整前法人税額の90%相当額を超える場合には、その超える部分の金額は、調整前法人税額から控除せずに、各制度の繰越税額控除限度超過額となります。
特定税額控除規定の適用可否の判定別表六(七)	40	中小企業者等以外の法人が、次に掲げる法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、3欄、7欄又は10欄のいずれかが「該当」となっていますか。 ① 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度 ② 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度 ③ 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度 ④ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度	平成30年度税制改正等により、次の要件のいずれにも該当しない場合には、左記の①から④までの制度の適用を受けることができないこととされています。 イ 繼続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること（又はこれらの支給額が0であること。） ロ 国内設備投資額が当期償却費総額の30%相当額を超えること。 ハ 特定対象年度の基準所得等金額がその前事業年度等の基準所得等金額の合計額以下であること。
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除別表六(八)～(十一)	41	別表六(八)（中小企業者等の場合、別表六(九)）の1欄及び別表六(十一)の1欄の金額は、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。 また、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。	試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合において、その支払を受けた金額がその試験研究費の額を上回っていたときは、その上回った金額は、他の試験研究費の額から控除することとなります。
	42	別表六(十)の平均売上金額の計算に関する明細書における売上金額について、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。 また、当事業年度の改定売上金額を記載していますか。	売上金額について申告調整額を加減算した税務上の金額となっていない場合には、税額の控除額の計算に誤りが生じることがあります。
	43	別表六(十)の調整対象年度及び売上調整年度に試験研究費の額がない事業年度を含めて、5欄及び10欄の計算をしていますか。	比較試験研究費の額の計算における調整対象年度及び平均売上金額の計算における売上調整年度には、当事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度（試験研究費の額がない事業年度を含みます。）を含める必要があります。
	44	合併等が行われた場合、比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整を行っていますか。	比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整を行っていない場合には、税額の控除額の計算に誤りが生じことがあります。

申告書確認表【留意事項】

令和2年4月1日以後開始事業年度等分
単体法人用

項目	No.	確 認 内 容	留 意 事 項
その他の法人税額の特別控除 別表六(九) ほか	45	<p>中小企業者等又は特定中小企業者等に該当しない法人であるにもかかわらず、これらに該当しないと適用できない法人税額の特別控除制度を適用していませんか。</p> <p>(例) • 中小企業者等に係る試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度 • 特定中小企業者等に係る中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度 • 中小企業者等に係る給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除制度</p>	資本金の額又は出資金の額が1億円以下であっても、大規模法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等）の子会社である等一定の要件に該当する場合には、中小企業者等又は特定中小企業者等に該当しないことがあります。
繰越欠損金 別表七(一)・ 七(一)付表一	46	<p>別表七(一)の2欄の金額は、欠損金控除前の所得金額の50/100相当額となっていませんか。ただし、次に掲げる事業年度を除きます。</p> <p>① 当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で一又は完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されていない場合の事業年度（法第57条第11項第1号該当）</p> <p>② 更生手続開始の決定の日からその更生計画認可の決定の日等以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。）（同項第2号該当）</p> <p>③ 設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。）（同項第3号該当）</p>	平成28年度税制改正により、控除限度割合が50/100とされています。
	47	<p>別表七(一)付表一の「適格組織再編成等の別」欄を記載していますか。</p> <p>また、「支配関係発生日」が「適格組織再編成等の日」の属する事業年度開始の日前5年以内で未処理欠損金額等の調整計算及び特定資産譲渡等損失相当額の計算が必要な場合、別表七(一)付表一の5欄～7欄及び9欄～12欄を記載していますか。</p>	適格合併等があった場合に、被合併法人等の繰越欠損金を引き継ぐためには、一定の要件（いわゆる「みなし共同事業要件」又は5年継続支配関係の要件）を満たしていないなければならないことから、別表七(一)付表一を記載する場合には、改めてその要件について確認する必要があります。

申告書確認表【留意事項】

令和2年4月1日以後開始事業年度等分
単体法人用

項目	確認内容	留意事項
No.		
受取配当等の益金不 算入 別表八(一)		
(受取配当等の額)		
48	31欄、34欄、37欄及び43欄の金額に益金不算入の対象とならないものの額を含めていませんか。 (例) <ul style="list-style-type: none">・公社債の利子の額・MMF（追加型公社債投資信託）等の公社債投資信託の収益の分配の額・公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額（外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託（ETF）の収益の分配の額を除きます。）・不動産投資信託の収益の分配の額・オープン投資信託の特別分配金の額・外国法人、特定目的会社、投資法人から受けける配当等の額・匿名組合契約に基づいて受けける利益の分配の額	左記の（例）以外に、生命保険の契約者配当金、協同組合等の事業分量配当金等についても益金不算入の対象となりません。
49	31欄の金額に、完全子法人株式等（その配当等の額の計算期間の初日から末日まで継続して他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	完全子法人株式等に係る配当等の額の計算期間が最長で1年であるのに対し、関連法人株式等に係る配当等の額の計算期間は最長で6月となります。
50	32欄の金額に、関連法人株式等（その保有割合が3分の1超の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受けける配当等の額の計算期間の初日から末日まで引き続き有している場合の当該株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	
51	35欄の金額に、その他株式等（完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	平成27年度税制改正により、株式等の区分及び益金不算入割合が次のとおりとされています。 ① 完全子法人株式等（株式等保有割合100%）…益金不算入割合100/100 ② 関連法人株式等（株式等保有割合1/3超）…益金不算入割合100/100 ③ その他株式等（株式等保有割合5%超1/3以下）…益金不算入割合50/100 ④ 非支配目的株式等（株式等保有割合5%以下）…益金不算入割合20/100 (保険業を行う法人（青色申告書を提出するものに限ります。）については、④の益金不算入割合が40/100となります。) なお、②の関連法人株式等については、その配当等の額から当該株式等に係る負債利子等の額を控除した金額が益金不算入となります。
52	41欄の金額に、非支配目的株式等（その保有割合が5%以下の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受けける配当等の額の支払に係る基準日において有する場合の当該株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。 なお、外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託（ETF）の収益の分配の額は、非支配目的株式等として益金不算入の対象となります。	
(負債利子等の額)		
53	3欄又は16欄の金額は、損益計算書の支払利息（社債利息及び手形の割引料等を含みます。）の額の合計額（別表四において、支払利息等に係る申告調整を行っている場合、その調整後の金額）と一致していますか。	社債利息及び手形の割引料以外に、従業員預り金、営業保証金、敷金その他これらに準ずる預り金の利子等についても支払利息に含まれます。
54	27欄及び29欄の金額は、貸借対照表の金額に法令第22条及び法基通3-2-5～3-2-7の調整をした後の金額となっていますか。	貸借対照表の純資産の部の控除項目として表示されている自己株式については、総資産の帳簿価額に加算する必要はありません。
55	30欄の金額は、別表五(一)に記載された評価損益を調整した後の期末関連法人株式等（他の内国法人の発行済株式等の3分の1を超える数等を当期又は前期の期末日以前6月の期間を通じて有している場合における当該他の内国法人の株式等）の税務上の帳簿価額となっていますか。	評価損益以外に、別表五(一)に記載された株式の取得価額に算入すべきデューデリジェンス費用等の金額についても調整を行う必要があります。
56	基準年度実績により負債利子等の額を計算している場合、20欄～23欄に金額を記載していますか。 また、20欄及び21欄の金額に適格合併に係る被合併法人分も含めていますか（その場合、適格合併に係る全ての法人が平成27年4月1日に存在していますか。）。	平成27年度税制改正により、簡便法の基準年度が平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度とされています。

申告書確認表【留意事項】

令和2年4月1日以後開始事業年度等分
単体法人用

項目	確認内容		留意事項
	No.		
外國子会社から受け る配当等の益金不算 入 別表八(二)	57	5欄は、25%（租税条約で別途定めのある場合はその割合）以上となっていますか。	保有割合の判定に当たっては、自己株式を除いて判定することとなります。
	58	7欄は、当事業年度中の日付となっていますか。	配当等について、継続してその支払を受けた日（その支払のために通常要する期間内の日に限ります。）の属する事業年度の収益としている場合には、前事業年度中の日付となることがあります。
	59	8欄は、6月以上の期間となっていますか。	配当等の額の支払義務が確定する日以前6月以上継続して株式等を保有しているものが、益金不算入の対象となります。
	60	27欄の金額を別表四で加算していますか。	損金不算入とされる外国源泉税等の額は、外国税額控除における国外所得金額の計算に含まれることとなります。
収用換地等の所得の 特別控除及び圧縮記 帳 別表十(五)・ 十三(四)	61	別表十(五)の3欄は、2欄に記載した日以後6月以内の日付となっていますか。	公共事業者から最初に買取り等の申出を受けた日から6月以内（土地収用法第46条の2第1項の規定等により補償金の支払請求をした場合等については、別途期間が設けられています。）に譲渡されなかった資産については、代替資産についての圧縮記帳の適用を受けることができますが、所得の特別控除の適用を受けることはできません。 また、次の資産についても、同様に代替資産についての圧縮記帳の適用を受けることができますが、所得の特別控除の適用を受けることはできません。 ① 一の収用換地等に係る事業につき、収用換地等による資産の譲渡が2年以上にわたって分割して行われた場合における最初に譲渡があった年において譲渡された資産以外の資産 ② 最初に買取り等の申出を受けた者以外の法人（一定の場合を除きます。）から譲渡された資産
	62	建物を取り壊して土地を譲渡している場合、別表十(五)の14欄又は別表十三(四)の12欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。	建物を取り壊して土地を譲渡している場合の建物の帳簿価額等は譲渡経費に該当することから、これらを含めていなかった場合には、所得の特別控除額や圧縮限度額の計算に誤りが生じることがあります（建物の廃材等の売却代金は、譲渡経費から控除することとなります。）。 なお、この場合の建物の帳簿価額は、会計上の帳簿価額ではなく、税務上の帳簿価額となります。
	63	同一事業年度内の同一の年に属する期間において、所得の特別控除と圧縮記帳（特別勘定を設けた場合を含みます。）を重複適用していませんか。	同一事業年度内の同一の暦年に属する期間に収用換地等があった場合において、所得の特別控除と圧縮記帳との重複適用を行うことはできませんが、同一事業年度内の異なる暦年において収用換地等があった場合には、それぞれの暦年ごとに所得の特別控除と圧縮記帳との選択適用ができます。
	64	収用に係る所得の特別控除制度の適用を受ける場合、同一暦年での特別控除額の合計額が5,000万円を超えていませんか（別表十(五)の20欄～22欄）。	同一暦年での所得の特別控除額の限度額は5,000万円となりますが、同一事業年度内の異なる暦年において収用換地等があった場合には、それぞれの暦年ごとに5,000万円を限度とすることができるため、その事業年度における所得の特別控除額が5,000万円を超えることもあります。

申告書確認表【留意事項】

令和2年4月1日以後開始事業年度等分
単体法人用

項目	確認内容		留意事項
	No.		
特定資産の買換えの特例 別表十三(五)	65	適用を受けようとする譲渡資産及び買換資産は、措法第65条の7第1項各号の要件を満たしていますか。	税制改正により、対象となる譲渡資産等の見直しが行われることが多いため、適用を受けようとする譲渡資産等が法令に適合しているか確認する必要があります。
	66	建物を取り壊して土地を譲渡している場合、8欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。	建物を取り壊して土地を譲渡している場合の建物の帳簿価額等は譲渡経費に該当することから、これらを含めていなかった場合には、圧縮限度額の計算に誤りが生じることがあります（建物の廃材等の売却代金は、譲渡経費から控除することとなります。）。 なお、この場合の建物の帳簿価額は、会計上の帳簿価額ではなく、税務上の帳簿価額となります。
	67	買換資産が措法第65条の7第1項第6号下欄の土地等である場合、その面積は300m ² 以上となっていますか（特定施設の敷地又は駐車場の用に供されるもののみが対象となります。）。	面積要件を満たさない場合には、特定資産の買換えの特例の適用を受けることはできません。 なお、特定施設の敷地又は駐車場の用に供されるものであるかの判定は、買換資産である土地等を取得した時において、現に特定施設の敷地等の用に供されているか、又は供されることが確実であると認められるかによって行うこととなります。
	68	買換資産が土地等の場合、19欄には18欄のうち4欄の5倍（平成29年4月1日前に行なった譲渡に係る資産が旧措法第65条の7第1項第2号上欄に掲げる譲渡資産である場合は10倍）を超える部分の面積を記載していますか。 また、その明細を別紙に記載して添付していますか。	取得した土地等のうち、譲渡資産である土地等の面積の5倍（平成29年4月1日前に行なった譲渡に係る資産が特定の農地である場合は10倍）を超える部分については、買換資産とすることはできません。
	69	27欄の金額を算出する際に乗じた割合を0.8としていますか（所有期間が10年を超える国内にある土地、建物、構築物等について、平成27年8月10日以後に行なった地域再生法第5条第4項第5号イに規定する「集中地域」以外の地域から「集中地域」等への買換えについては、買換資産が東京23区内にある場合の割合は0.7、それ以外の場合の割合は0.75となります。また、令和2年4月1日以後に行なった航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて、その譲渡資産が一定の区域内にある場合の割合は0.7となります。さらに、震災特例法第19条から第21条までの規定の適用を受ける場合の割合は1.0となります。）。	圧縮限度額の計算は、圧縮基礎取得価額に差益割合及び一定の縮減率を乗じて計算することとされ、圧縮基礎取得価額は、買換資産の取得価額と譲渡に係る対価のうち買換資産の取得に充てられた額とのいずれか少ない額とされています。 また、同一事業年度において、買換資産が2以上ある場合の譲渡対価の額は、これらの資産のうち一の買換資産の取得価額に達するまでその取得に充てられたものとし、次に、その残額について、他の買換資産の取得価額に達するまで順次充てられたものとして計算することとなります。
	70	42欄の金額は、一定期間内（原則として、特定資産の譲渡日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から1年以内）に買換資産を取得しなかった場合に、益金の額に算入されることとなる特別勘定の金額を記載していますか。	特定資産の買換えにより特別勘定を設けた法人は、原則として、その特定資産の譲渡日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から1年以内（税務署長の承認を受けた場合には、その承認を受けた期間）に買換資産を取得する必要があり、これを経過した場合には、その特別勘定の金額は益金の額に算入されます。
寄附金の損金算入額 別表十四(二)	71	10欄の金額は、別表五(一)の36④欄の金額（マイナスの場合は0）を記載していますか。	寄附金の損金算入限度額の計算の基礎とされる期末の資本金等の額は、税務上の金額によることとなります。
完全支配関係がある法人間取引の損益調整 別表十四(五)	72	5欄の金額は、1,000万円以上の金額を記載していますか。	5欄の譲渡原価の額とは、譲渡損益調整資産の譲渡直前の帳簿価額をいい、例えば、不動産売買又は有価証券の譲渡に係る手数料など譲渡に付随して発生する費用は、これに含まれないこととなります。
	73	譲渡損益調整資産が減価償却資産又は繰延資産である場合、13欄又は16欄に金額を記載していますか。	譲渡損益調整資産が減価償却資産又は繰延資産である場合には、譲渡損益調整額の戻入れ計算について、原則法又は簡便法を選択適用することができます。 また、複数の減価償却資産又は繰延資産を譲渡した場合には、個々の減価償却資産又は繰延資産ごとに原則法又は簡便法を選択適用することができます。
	74	譲渡損益調整額の戻入れ計算を譲渡年度において原則法又は簡便法により行った場合、その後の年度もそれぞれ原則法又は簡便法を継続適用していますか。	なお、譲渡年度において、原則法又は簡便法を適用した資産については、その後の年度もそれぞれ原則法又は簡便法を継続適用する必要があります。

申告書確認表【留意事項】

令和2年4月1日以後開始事業年度等分
単体法人用

項目	確認内容		留意事項
	No.		
交際費等の損金算入額 別表十五	75	交際費等の額に係る控除対象外消費税額等を支出交際費等の額に含めていますか。また、接待飲食費の額に係る控除対象外消費税額等を9欄に含めていますか。	令和2年度税制改正により、事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が100億円を超える場合には、その法人が支出する接待飲食費の額の全額が損金の額に算入されないとされました。これにより、交際費等の損金不算入額は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる金額となります。 ① 資本金の額又は出資金の額が100億円を超える場合…交際費等の額の全額 ② 資本金の額又は出資金の額が100億円以下の場合…交際費等の額のうち接待飲食費の額の50/100相当額を超える部分の金額 ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の場合（一定の場合を除きます。）には、次のいずれかの金額が交際費等の損金不算入額となります。 イ 接待飲食費の額の50/100相当額を超える部分の金額 ロ 定額控除限度額を超える部分の金額
	76	当事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が100億円超である法人であるにもかかわらず、9欄の計算をしていませんか。 また、これらの額が1億円超である法人、又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている法人であるにもかかわらず、3欄の計算をしていませんか。	
減価償却費 別表十六(一)・ 十六(二)・ 特別償却の付表	77	平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに鉱業用減価償却資産のうち建物、建物附属設備及び構築物の償却方法について、定率法を適用していませんか。	税制改正により、償却方法及び償却率の見直しが行われることがあるため、償却方法等が法令に適合しているか確認する必要があります。 なお、平成28年度税制改正により、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備等については、定率法を適用できないこととされています。
	78	中小企業者等又は特定中小企業者等に該当しない法人であるにもかかわらず、これらに該当しないと適用できない特別償却を適用していませんか。	資本金の額又は出資金の額が1億円以下であっても、大規模法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等）の子会社である等一定の要件に該当する場合には、中小企業者等又は特定中小企業者等に該当しないことがあります。
	79	特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳及び他の特別償却を重複適用していませんか。	特別償却の適用に当たって、法法による圧縮記帳との重複適用をすることはできませんが、措法による圧縮記帳及び他の特別償却との重複適用をすることはできません。 なお、法法による圧縮記帳との重複適用をした場合には、圧縮記帳をした後の金額をその取得価額として特別償却を行うこととなります。
	80	特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。	税制改正により、特別償却の基準取得価額割合及び償却率の見直しが行われることが多いため、適用を受けようとする基準取得価額割合等が法令に適合しているか確認する必要があります。
特定課税対象金額等 がある場合の外国法 人から受ける配当等 の益金不算入 別表十七(三の四)	81	別表十七(三の四)の5欄は、当事業年度中の日付となっていますか。	配当等について、継続してその支払を受けた日（その支払のために通常要する期間内の日に限ります。）の属する事業年度の収益としている場合には、前事業年度中の日付となることがあります。

申告書確認表【留意事項】

令和2年4月1日以後開始事業年度等分
単体法人用

項目	確認内容		留意事項
	No.		
特定外国関係会社、 対象外国関係会社、 部分対象外国関係会社 (外国金融子会社等を含む。)に係る課税対象金額等 別表十七(三の七)・ 十七(三の八)・ 十七(三の十一) 等	82	租税の負担割合が20/100未満である外国関係会社(特定外国関係会社を除きます。)又は租税の負担割合が30/100未満である特定外国関係会社を有する場合、別表十七(三の七)等を作成していますか(合算課税制度の適用を受けない場合であっても、これらの外国関係会社又は特定外国関係会社の財務諸表、申告書等を添付する必要があります。)。	平成29年度税制改正等により、合算課税制度の合算対象とされる外国関係会社は、次のとおりとされています。 ① 特定外国関係会社(いわゆる「実体基準」及び「管理支配基準」のいずれにも該当しない外国関係会社(注)、総資産額に対する一定の受動的所得の割合が30/100を超える外国関係会社で総資産額に対する一定の資産の割合が50/100を超えるもの、関連者からの保険料収入が大部分を占める等の要件を満たす外国関係会社、財務大臣が指定する情報交換に関する国際的な取組への協力が著しく不十分な国・地域に本店等を有する外国関係会社) (注) 令和元年度税制改正により、この外国関係会社から一定の持株会社等が除かれることとされています。 ② 対象外国関係会社(いわゆる「事業基準」、「実体基準」、「管理支配基準」又は「非関連者基準」若しくは「所在地国基準」の要件のいずれかを満たさない外国関係会社で①以外のもの) ③ 部分対象外国関係会社(②の要件の全てを満たす外国関係会社で①以外のもの) (注) 部分対象外国関係会社のうち、銀行業、金融商品取引業又は保険業を行う一定のもの及び外国金融持株会社等を外国金融子会社等といいます。
	83	別表十七(三の七)等の各欄は、添付した外国関係会社の財務諸表、申告書等の記載内容と一致していますか。	
	84	別表十七(三の八)の24欄の金額は、2欄の事業年度中に確定した法人所得税の額を記載していますか(2欄の事業年度の所得に対する法人所得税の額を記載していませんか。)。	2欄の事業年度の所得に対する法人所得税の額を記載した場合には、課税対象金額の計算に誤りが生じることがあります。
	85	別表十七(三の八)の28欄の金額の換算レートは、特定外国関係会社又は対象外国関係会社の当事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか(自社の同日を含む事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を適用している場合、継続適用していますか。)。	自社の同日を含む事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を継続適用している場合で、2以上の外国関係会社(特定外国関係会社又は対象外国関係会社)を有するときは、その全ての外国関係会社につき、当該電信売買相場の仲値を適用する必要があります。
	86	別表十七(三の十一)の6欄の金額は、4欄の事業年度の所得に対する外国法人税額ですか。 また、その外国法人税額に係る申告書等を添付していますか。	対象事業年度以外の外国法人税額を記載した場合には、控除対象外国法人税額の計算に誤りが生じことがあります。
	87	別表十七(三の十一)の36欄及び37欄の金額の換算レートは、外国関係会社の当事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか(自社の同日を含む事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を適用している場合、継続適用していますか。)。	自社の同日を含む事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を継続適用している場合で、2以上の外国関係会社を有するときは、その全ての外国関係会社につき、当該電信売買相場の仲値を適用する必要があります。
国外関連者に関する 明細書 別表十七(四)	88	国外関連者との取引がある場合、取引がある全ての国外関連者の名称、国外関連者の直近事業年度の営業収益等及び国外関連者との取引状況等について記載していますか(取引には対価の授受がないものも含みます。)。	左記の記載がない場合には、移転価格上の問題の有無を正しく判定できず、その結果、所得金額の計算に誤りが生じことがあります。

申告書確認表【留意事項】

令和2年4月1日以後開始事業年度等分
単体法人用

項目	No.	確認内容	留意事項
B／S・P／L・勘定科目内訳明細書	評価損等	89 有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を別表四で加算していますか。	資産の評価損を計上するに当たっては、物損等の事実や法的整理の事実が生じているかを確認する必要があります。
	役員給与等	90 申告書に添付した役員給与等の内訳書の「事前確定届出給与」欄に記載された金額は、事前確定届出給与に関する届出書に記載した金額と一致していますか。 また、確定した数の株式又は新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額として損金の額に算入する金額は、交付決議時価額と一致していますか。	所轄税務署へ届け出た支給額と実際の支給額が異なる場合には、実際の支給額の全額が損金の額に算入されません。
	91 業績連動給与の額を損金の額に算入している場合、非同族会社又は非同族会社による完全支配関係がある同族会社に該当していますか。	平成29年度税制改正により、同族会社であっても、非同族会社による完全支配関係がある同族会社が支給する一定の業績連動給与の額は、損金の額に算入されることとされています。	
	92 役員に対する給与（使用人兼務役員に対する使用人職務分を除きます。）の額のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないものの額を別表四で加算していますか。	他社から出向者を受け入れ、当該出向者が自社で役員となっている場合で一定のときには、自社が他社（出向元法人）へ支出する当該役員に係る給与負担金の支出を自己における当該役員に対する給与の支給として、左記の内容を確認する必要があります。	
	93 税務上使用人兼務役員になれない役員（専務取締役、常務取締役、監査役等）に対する給与の額を、「使用人職務分」欄に記載していませんか（その役員に対する給与の額が専務取締役等就任前の使用人職務分に対する給与の額である場合を除きます。）。	左記の役員以外にも、非常勤役員は常時使用人としての職務に従事していないことから、使用人兼務役員になることはできません。	
	94 「使用人職務分」欄に金額の記載がある場合、使用人としての職制上の地位（部長、工場長等）を「役職名」欄及び「担当業務」欄に記載していますか。	総務担当取締役、経理担当取締役等のように、特定の部門の職務を統括しているだけでは使用人兼務役員になることはできません。	
	特別損失 雑損失等	95 損金の額に算入されない租税公課、罰科金等の額を別表四で加算していますか。	租税公課及び罰科金以外に、裁判手続のうち刑事訴訟手続を経て国外又は外国の地方公共団体により課される罰金又は料料に相当するものについても、別表四で加算する必要があります。

申告書確認表【留意事項】

令和2年4月1日以後開始事業年度等分
単体法人用

項目	No.	確 認 内 容	留 意 事 項
共通事項	96	電子申告義務がある法人（当事業年度開始の時における資本金の額又は出資の金額等が1億円を超える法人、相互会社、投資法人及び特定目的会社）の場合、消費税及び地方消費税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。	平成30年度税制改正により、左記の電子申告義務がある法人は、消費税及び地方消費税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類（付表1－3等）の全てを電子申告により提出しなければならないこととされました（一定の場合を除きます。）。
消費税及び地方消費税の申告書（一般用）・添付書類	97	申告書第一表①欄の金額は、付表2－1①のD欄、E欄（X欄に金額がある場合、付表2－2の各欄）又は2－3①のA欄、B欄の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか（申告書第一表⑤欄又は付表2－1若しくは2－3⑪の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。）。	法人税の申告に当たって、課税売上げに係る申告調整がある場合には、調整した後の金額を記載する必要があります。
	98	非居住者から受け取る利子等（外国法人に対する貸付金や外国債券から生じる利子等）の額がある場合、その金額を付表2－1③F欄又は2－3③C欄に記載していますか。	非課税資産の譲渡等のうち、金銭の貸付けや国債等の取得で債務者が非居住者であるもの等については、輸出取引（免税取引）とみなされ、課税売上割合の計算上、これらに係る利子等の額は分母、分子に算入されます。
	99	付表2－1⑥F欄又は2－3⑥C欄の金額には、有価証券の譲渡対価の5%に相当する金額、土地等の譲渡対価の金額及び受取利子の金額を含めていますか。	非課税売上額に誤りがある場合には、課税売上割合が変動し、控除対象仕入税額の計算に誤りが生じることがあります。
控除税額	100	課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。	個別対応方式を選択した場合には、課税仕入れに係る消費税額を、課税売上げにのみ要するもの、非課税売上げにのみ要するもの並びに課税売上げ及び非課税売上げに共通して要するものに区分する必要があります。
	101	付表1－1⑥のD欄、E欄又は1－3⑥のA欄、B欄は、貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の6.24/108、7.8/110相当額を、付表1－1⑥X欄は、付表1－2⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。 また、不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。	貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の5/105、8/108又は10/110相当額を記載した場合（地方消費税額を含めた場合）には、貸倒れに係る税額が過大となり、控除税額の計算に誤りが生じことがあります。
特定課税仕入れ（リバースチャージ方式）	102	課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れ（例えば、国外事業者が行うネット広告の配信等）がある場合、申告書第二表（課税標準額等の内訳書）の⑧～⑩欄に特定課税仕入れに係る支払対価の額を記載していますか。	承認を受けた課税売上割合に準ずる割合が95%以上であっても、課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れがある場合には、リバースチャージ方式による申告を行う必要があります。
	103	上記の場合、付表2－1⑫E欄又は2－3⑫B欄は、付表2－1⑪E欄又は2－3⑪B欄の金額に7.8/100を乗じた金額を記載していますか（又は、付表2－1⑫X欄は、付表2－2⑪C欄の金額に6.3/100を乗じた金額を記載していますか。）。	特定課税仕入れに係る支払対価の額には消費税額等に相当する金額は含まれていませんので、7.8/100又は6.3/100を乗じることとなります。

申告書確認表【留意事項】

令和2年4月1日以後開始事業年度等分
単体法人用

項目	No.	確認内容	留意事項
消費税及び地方消費税の申告書（一般用）・添付書類	104	申告書第一表⑩欄及び⑪欄の金額について、それぞれの金額の配賦誤りや、中間申告11回目分の記載漏れはありませんか。	配賦誤り等があった場合には、消費税（又は地方消費税）に係る修正申告と地方消費税（又は消費税）に係る更正の請求が必要となることがあります。 また、課税期間の末日において納期限が到来していない中間申告11回目分について、記載漏れがないかを確認する必要があります。
法人税申告書等との関係	105	法人税申告書別表四の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。	課税売上割合の計算上、免税取引及び非課税取引についても調整を行う必要があります。
	106	申告書第一表⑬欄の金額は、貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払（未収）消費税額等の合計額と一致していますか（各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付（還付）税額を調整した金額と一致していますか。）。	法人税申告書別表四の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行った場合には、申告書第一表⑬欄は、その調整額を考慮した金額（貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払（未収）消費税額等の合計額）と一致することとなります。
	107	課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金の額に算入している場合、法人税申告書別表十六(十)を添付していますか。 また、課税売上割合が80%未満である場合、繰延消費税額等の損金算入限度額の計算を行っていますか（資産に係る控除対象外消費税額等が棚卸資産及び特定課税仕入れに係るもの並びに一の資産に係る金額が20万円未満である場合で、損金経理したものと除きます。）。	法人税申告書別表十六(十)の各欄の消費税額等は、消費税額と地方消費税額との合計額を記載する必要があります。

1 表中の法令・通達は、以下の略語を用いています。

法法	法人税法
法令	法人税法施行令
法基通	法人税基本通達
措法	租税特別措置法
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
租特透明化法	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律

2 令和2年6月30日現在の法令・通達によっています。